

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

- 営業日 ： 月曜日から土曜日(休日・年末年始を除く)
- 営業時間 ： 営業日の午前9時から午後5時の間、6～7時間
- 利用定員 ： 20人
- 通所運事業実施地域 ： 桜区、浦和区、南区、中央区

《通所リハビリテーション利用料》 (単位:円)

基本料金 その他個別に加算される費用

		1割負担	2割負担			1割負担	2割負担	
	要介護度	金額	金額	内容	金額	金額		備考
基本料金	介護度1	726/日	1,452/日	入浴介助加算	55/回	109/回		
	介護度2	868/日	1,735/日	リハビリテーション提供体制加算	26/回	52/回		
	介護度3	1,007/日	2,013/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	358/月	715/月		
	介護度4	1,171/日	2,342/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	921/月	1,841/月	6ヶ月以内	
	介護度5	1,334/日	2,667/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	574/月	1,148/月	6ヶ月超	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ		20/日	39/日	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	1,213/月	2,426/月	6ヶ月以内	
				リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)	867/月	1,733/月	6ヶ月超	
				リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	1,322/月	2,643/月	6ヶ月以内	
				リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)	975/月	1,950/月	6ヶ月超	
実費				短期集中個別リハビリテーション	120/回	239/回	退院、退所後又は認定日から3ヶ月以内	
食費		650/回		認知症短期集中リハビリテーション(Ⅰ)	260/回	520/回	1週2回まで、3ヶ月以内	
※教養娯楽費		264/回		認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ)	2,080/月	4,159/月	1週2回まで、3ヶ月以内	
				生活行為向上リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	2,166/月	4,159/月	3ヶ月以内	
				生活行為向上リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	1,083/月	2,166/月	3ヶ月超6ヶ月以内	
				栄養改善加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内	
				栄養スクリーニング加算	6/回	11/回	6月に1回	
				口腔機能向上加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内	
				送迎未実施減算	-51/片道	-102/片道	送迎を行わない場合	
				※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.7%	4.7%		
				☆介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.0%	2.0%		

※：介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の4.7%に相当する金額が加算されます。

☆：介護職員等の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の2.0%に相当する金額が加算されます。

《介護予防通所リハビリテーション利用料》 (単位:円)

基本料金 その他個別に加算される費用

		1割負担	2割負担			1割負担	2割負担	
	要支援度	金額	金額	運動機能向上加算	244/月	488/月		
基本料金	要支援1	1.864/月	3,728/月	リハビリテーションマネジメント加算	358/月	715/月		
	要支援2	3.936/月	7,872/月	生活行為向上リハビリテーション実施加算	975/月	1,950/月	3月以内	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援1	78/月	156/月	生活行為向上リハビリテーション実施加算	488/月	975/月	3月超6月以内	
	要支援2	156/月	312/月	栄養改善加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内	
				栄養スクリーニング加算	6/回	11/回	6月に1回	
				口腔機能向上加算	163/回	325/回	1月2回まで、3月内	
				選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	520/月	1,040/月		
				選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	759/月	1,517/月		
				※ 介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.7%	4.7%		
				☆介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	2.0%	2.0%		

※：介護職員の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算・減算を合計した金額の4.7%に相当する金額が加算されます。

☆：介護職員等の処遇改善に要する費用として、サービス費と各種加算、減算額を合計した金額2.0%に相当する金額が加算されます。

※クラブやレクリエーションで使用する折り紙、画用紙、絵の具、書道用品、木工細工用品、陶芸用材料、手芸材料、風船、ボール、本、雑誌等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます